

事 務 連 絡

平成 25 年 7 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

平素から、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン（※1）等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例が報道（※2）されたところである。今回指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。

ついては、貴職におかれては、管下医療・介護・福祉関係事業者に対して、当該事業者の従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日通知、平成 22 年 9 月最終改正)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」(平成 17 年 3 月 31 日通達、平成 22 年 2 月最終改正)

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 11 月 30 日通達)

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月 29 日通達)

(厚生労働省 HP <http://www.nhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>)

等

※2 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。